

川越市民間保育所設置認可等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づく保育所の設置認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等について、川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号。以下「条例」という。）及び川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第41号。以下「条例施行規則」という。）その他法令に定めるもののほか、遵守すべき基準及び手続その他必要な事項を定めることにより、設置認可及び認可内容の変更等の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法第39条第1項に規定する施設であつて、設置認可を受けているものをいう。
- (2) 家庭的保育事業等 法第6条の3第9号から第12号までに規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。
- (3) 認可外保育施設 法第39条第1項に規定する施設であつて、設置認可を受けていないものをいう。
- (4) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する施設であつて、同法第4条第1項の認可を受けたものをいう。
- (5) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項の認定を受けたもの又は同法第17条第1項の認可を受けたものをいう。

(設置認可の承認)

第3条 設置認可については、「川越市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、川越市の区域における次の事項の分析及び将来の保育需要の推計を踏まえ、その必要性を精査し、「川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）」の意見を聴くとともに「川越市保育施設整備等検討会議」の承認を得ることとする。

- (1) 保育所入所待機児童に係る数量的、地域的な現状及び動向
- (2) 人口に係る数量的、地域的な現状及び動向
- (3) 就学前児童数に係る数量的、地域的な現状及び動向
- (4) 就業構造に係る数量的、地域的な現状及び動向
- (5) その他保育需要に影響を与える事項に係る数量的、地域的な現状及び動向
- (6) 時間外保育等多様な保育サービスに対する需要に係る地域の現状及び動向

(立地条件)

第4条 保育所の立地については、次の条件に適合することとする。

- (1) 保育所を設置することについて、周辺住民への説明及び調整が、十分になされていること。
- (2) 児童の良好な保育環境が確保できること。
- (3) 児童の送迎のための自動車及び自転車を駐停車する場所が確保されていること。
- (4) 保育所の経営を行うために直接必要な全ての不動産について、抵当権（独立行政法人福祉医療機構及び日本私立学校振興・共済事業団によるものを除く。）が設定されていないこと。

(設置経営主体)

第5条 保育所を設置し、運営する者（以下「設置経営主体」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき設立された社会福祉法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定に基づき設立された学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）又は社会福祉法人等以外の法人であって第19条に掲げる基準に適合するものとする。

(名称)

第6条 保育所の名称は、公序良俗に反しないものであり、市内の保育所、家庭的保育事業等、認可外保育施設又は幼稚園に同一又は紛らわしいものがないこと。

(定員及び受入児童数)

第7条 保育所の定員は、20人以上とすることとする。

- 2 保育所に受け入れる対象は、就学前の全ての年齢の児童とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、特定の年齢の児童のみを受け入れることができる。
 - (1) 第22条に規定する分園を設置する場合
 - (2) 中心となる保育所、幼稚園又は認定こども園があり、特定の年齢の児童以外の受入れが可能な場合
 - (3) 市長が特に認める場合
- 3 前項における児童の年齢は、法第24条第1項本文の規定による保育を行った年度の初日の前日における満年齢をいい、その年度中は変更しないこと。
- 4 年齢別の受入児童数については、地域の保育需要を考慮の上、条例、条例施行規則（以下「条例等」という。）及びこの要綱に定める建物、設備及び職員配置に関する基準を遵守し、定めることとする。
- 5 年齢別の受入児童数は、各年度の保育需要に合わせて、前項の規定により定める基準を下回らない範囲内で定員を超えて受け入れることができることとする。ただし、翌年度当初の児童数に留意することとする。
- 6 保育所の受入児童数は、定員の範囲内とする。ただし、条例等及びこの要綱に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内において、当分の間、定員を超えて受け入れ

ることができることとする。この場合、連続する過去の2年度において常に定員を超えており、かつ、当該各年度の平均入所率（当該年度内における各月の初日の入所人員の合計数を各月の初日の定員の合計数で除した割合をいう。）が120%以上である場合には、定員を見直すこととする。

（開所時間）

第8条 保育所の開所時間は、1日につき連続した11時間以上とすること。

（休所日）

第9条 保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、休日保育を実施する場合は、この限りではない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（非常災害対策）

第10条 条例施行規則第2条に規定する「非常災害に対する具体的計画」として、同条に規定する訓練その他火災や地震などの非常災害時における保育所の対応を定めた計画が作成されていること。

（職員の知識及び技能の向上等）

第11条 条例第4条の3第2項に規定する研修の機会の確保のため、保育所保育指針に従い、職員の研修に関する計画が作成されていること。

（食育の計画）

第12条 条例第9条第5項に規定する「食を営む力の育成」として、保育所保育指針の内容を踏まえた食育の計画が作成されていること。

（苦情への対応）

第13条 条例第10条の2第1項に規定する「必要な措置」は、次の事項を定めた規程等を整備することとする。

- (1) 苦情受付担当者、苦情解決責任者その他施設における苦情解決体制
- (2) 施設内における苦情解決のための手続き
- (3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続きの入所者及び施設職員等に対する周知方法

（構造及び設備）

第14条 保育所の構造及び設備は、条例等、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）その他法令に定めるもののほか、採光及び換気等の保健衛生並びに危害防止に十分考慮したものとし、次に掲げる基準によることとする。

- (1) 条例第18条第1号に規定する医務室は、静養できる機能を有し、医薬品等を常備すること。ただし、カーテン等で区画できる場合は、事務室等と兼用できることとする。

る。

- (2) 条例第18条第1号に規定する便所の便器の数の目安は、2歳以上の児童15人につき1据とし、原則として、便器の間には仕切りを設けること。また、0歳児及び1歳児用の便所には汚物処理設備を設けること。
- (3) 条例第18条第2号、第3号及び第5号に規定する乳児室、ほふく室又は保育室の面積は、有効内法面積（内法面積から、戸棚、手洗場等保育に利用できない面積を除外した面積をいう。）によること。また、乳児室又はほふく室と保育室とは、別の区画とすること。
- (4) 乳児用設備として、調乳室及び沐浴室を備えること。
- (5) 保育所と調理室が所在する建物が異なる場合は、配膳に際して衛生的な状態が保たれるように配慮すること。また、調理室の衛生管理は、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課・社会・援護局施設人材課・老人保健福祉局老人福祉計画課・児童家庭局企画課長連名通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づくこと。
- (6) 保育所の機能充実及び多機能化のため、可能な限り子育て相談室及び一時保育室の設備を備えるよう努めること。ただし、当該サービスを提供する周辺施設の状況により、必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- (7) 既存建物を使用して保育所を設置する場合は、昭和56年6月1日の建築基準法改正以降に建築された建物及びそれ以前に建築された建物で同法改正以降の耐震性能（ I_s 値0.6以上）を満たしている建物を使用すること。

（屋外遊戯場に関する要件）

第15条 条例第18条第5号に規定する屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。また、公園等を屋外遊戯場に代わるべき場所とする場合は、次の要件を充たすものであること。

- (1) 当該保育所の入所児童の徒歩圏内に公園・寺社境内など、当該児童が日常的に使用可能な空間が存在し、かつ、当該児童の移動の安全が確保されていること。
- (2) 公園等の使用に当たり、優先的な使用権限を持つこと。ただし、以下の条件を満たし、保育の提供に支障がないと認められる場合は、これを必要としない。

ア 待機児童が存在する地域であること。

イ 公園等の使用に当たり、所有者の文書による承諾（優先的使用権までは必要としない）が得られ、かつ、所有権を有する者が国及び地方公共団体又は公共的団体等、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。

なお、国又は地方公共団体の施設を屋外遊戯場として使用する際には、市長が特に認めるときは、別途文書による承諾を得なくても差し支えない。

2 用地が不足し、地上に利用可能な場所がない場合に限り、次の各号の基準を満たすことを条件に、建物の屋上を屋外遊戯場として用いることができることとする。

- (1) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 当該建物は、耐火建築物であること。
- (3) 屋上施設として、便所及び水飲み場等を設けること。
- (4) 職員、消防機関等による救出に際して、支障のない程度の階数の屋上であること。
- (5) 屋上から地上又は避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階。次条において同じ。）に直通する避難用階段が設けられていること。
- (6) 油その他の引火性の強いものを置かないこと。
- (7) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は、上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
- (8) 警報設備は、屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
- (9) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

（保育室を2階以上に設ける場合の基準）

第16条 保育室等を建物の2階以上に設ける場合、条例第18条第8号に基づいて備えるべき設備については、次の要件を満たすこととする。ただし、人口地盤及び立体的遊歩道が、保育所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条に規定する避難階と認められる場合にあっては、条例の適用に際して当該階を1階とみなすことができる。

- (1) 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合は、その保育所の構造設備の全てについて、最も高い階に設ける場合の基準を満たすこと。
- (2) 条例第18条第8号ハに規定する歩行距離は、保育室等の最も遠い部分から測定すること。

（職員）

第17条 保育所には条例第20条第1項に規定する職員の他に施設長を置くこととし、それぞれの配置等は、次の基準によること。

- (1) 施設長（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第37条第1項第3号の2に規定する福祉の実務に当たる幹部職員をいう。）

保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、児童福祉事業に熱意があり、健全な心身を有し、1日6時間以上かつ月20日以上その施設の運営管理業務に従事することができる者で、次のア及びイの要件を満たしていること。ただし、「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日厚生省児童家庭局長通知）の規定に基づく夜間保育所の施設長にあっては、ア及びイの要件を満たし、かつ、保育士の資格を有する者であること。

ア 児童福祉事業に2年以上従事した者であること。

イ 社会福祉法人日本保育協会が主催する初任保育所長研修会を受講し、修了した者

であること。

(2) 保育士

ア 条例第20条第2項に規定する保育士の数の算定方法は、各年齢の児童数を年齢別保育士配置基準数で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合計し、小数点以下の端数を四捨五入したものとする。

イ 保育士は、常勤職員をもって確保することを原則とする。ただし、保育所の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件のすべてを満たす場合には、条例の定数の一部に短時間勤務（月20日未満又は1日6時間未満勤務）の保育士を充てても差し支えない。

(i) 常勤の保育士の総数が保育士の総数の8割以上であること。

(ii) 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は2名以上）配置されていること。

(iii) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

ウ 0歳児が9人以上入所している保育所にあつては、保健師又は看護師を配置するものとする。なお、当分の間、保健師又は看護師を1人に限り条例上の保育士とみなすことができることとする。

(3) 調理員

ア 定員40人以下の施設については1人以上、定員41人以上150人以下の施設については2人以上、定員151人以上の施設については3人以上（うち1人は非常勤で可）の調理員を配置するものとする。

イ 調理業務の全てを委託する施設であつて、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局通知）」に定められた要件を満たしている場合は、調理員を置かないことができるものとする。

(4) 嘱託歯科医の設置

条例の規定により設置する嘱託医のほかに、「保育所における嘱託歯科医の設置について（昭和58年4月21日付児発第284号厚生省児童家庭局通知）」に基づき、嘱託歯科医を設置するものとする。

(社会福祉法人等の審査基準)

第18条 社会福祉法人等から保育所の設置認可に関する申請があつた場合は、条例等で定める基準（保育所に係るものに限る。）に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項第4号に掲げられた基準に照らして審査を行うこととする。

(社会福祉法人等以外の法人の審査基準)

第19条 社会福祉法人等以外の法人から保育所の設置認可に関する申請があつた場合は、

条例等で定める基準（保育所に係るものに限る。）に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項各号に掲げられた基準に照らして審査を行うこととする。その際の基準については以下のとおりとする。

(1) 保育所、川越市における家庭保育室及び他市町村の地方単独保育施策による保育施設の運営実績があり、自治体等による指導監査の指摘事項に対して適切に対応しているなど、保育所運営に優良な実績があること。

(2) 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

「必要な経済的基礎がある」とは以下のア及びイのいずれも満たすものをいうこと。

また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合についてはウも満たすこと。

ア 保育所の経営を行うために直接必要な全ての不動産について所有権を有していること、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること又は次条に定められた要件を満たしていること。

イ 保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(3) 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

(4) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは以下のア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。

ア 施設長が保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を含む。）において2年以上勤務した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含む場合は、この限りでない。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長を含む者で構成する運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者に対し、その相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長を含むこと。

(5) 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

(6) 経営者が過去に法第59条第1項の規定に基づく報告徴収に対して虚偽の報告を行ったことがある者、同条第5項の規定に基づく事業の停止等を命ぜられたことがある者等保育所の経営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者

ではないこと。

(不動産の貸与を受けて設置する保育所の審査基準)

第20条 既に第1種社会福祉事業(社会福祉法第2条第2項第2号から第4号までに掲げるものに限る。)又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行っている社会福祉法人(以下「既設法人」という。)が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、次の要件を満たすこととする。

(1) 貸与を受けている不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、この限りでない。

ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

イ 貸主が埼玉県住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(2) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 既設法人以外の社会福祉法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、次の要件を満たすこととする。

(1) 貸与を受けている土地については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、貸主が埼玉県住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、この限りでない。

(2) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

3 社会福祉法人以外の法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、次の要件を満たすこととする。

(1) 貸与を受けている不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、この限りでない。

ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

イ 貸主が、埼玉県住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(2) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(3) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、①1年間の賃借料

に相当する額と②1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と市長が認める額の合計額の資金を、安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により法人の設置者名義として保有していること。

(4) 前号の②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。

(5) 賃借料及びその財源が収支計算書に適正に計上されていること。

（社会福祉法人以外の法人の認可の条件）

第21条 社会福祉法人以外の法人に対して設置認可を行う場合には、次の条件を付すこととする。

(1) 条例等及びこの要綱に定める基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合にはこれに応じること。

(2) 川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第65号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 保育所を経営する事業については、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局通知。以下「児発第295号通知」という。）別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。

(4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、第2号に定める区分ごとに、児発第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、第2号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、児発第295号通知別紙2の借入金明細書及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(5) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における児発第295号通知別

紙1の積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、児発第295号通知別紙2の借入金明細書及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

- (6) 保育所の経営を行うために直接必要な全ての不動産について、これを処分し、又は担保に供する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

（分園の設置）

第22条 分園の設置に当たっては、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を備えたもので、本園と分園の一体的な運営の確保を図ることとし、その基本計画等に関して、市長に協議の上承認を得ることとする。この場合において、当該分園の構造及び設備については、第14条から第16条までを準用するとともに、第25条に規定する内容変更届出書を提出することとする。

（事前相談）

第23条 保育所を設置しようとする法人（以下「設置認可申請者」という。）は、設置認可事務を円滑に行うため、設置認可の申請を行う前に市長に相談（以下「事前相談」という。）を行うものとする。ただし、市の公募により選定された法人が保育所を設置する場合は、この限りではない。

- 2 事前相談は、相談内容に応じ、「認可保育所整備相談票（新規に社会福祉法人を創設する場合用）」（様式第1号）、「認可保育所整備相談票（既存法人が整備する場合用）」（様式第2号）又は「認可保育所整備相談票（既存の認可保育所の建替え等整備用）」（様式第3号）を指定された期日までに市長に提出して行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定に基づき提出された相談票に関して市の内部で協議を行い、協議の結果を「認可保育所の整備相談について（通知）」（様式第4号）により設置認可申請者に通知するものとする。

（設置認可の申請）

第24条 設置認可申請者は、川越市児童福祉法施行細則（平成26年規則第71号。以下「施行細則」という。）第48条第1項の規定に基づき、児童福祉施設設置認可申請書を、認可を受けようとする日の60日前までに市長に提出すること。ただし、申請書の提出期限について、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、別表第1に定めるとおりとする。
- 3 市長は、申請された保育所の設置認可に関して、その内容を審査し、保育所の設置経営を認可した場合は、施行細則第48条第2項の規定に基づき、児童福祉施設設置認可書を、申請者に交付することとする。ただし、設置経営を認可しない場合には、申請者にその旨を通知することとする。

(内容変更の手続)

第25条 保育所の建物その他設備の規模構造、使用区分、屋外遊戯場、建物敷地の使用に係る権利関係、定員等の運営方法又は代表者若しくは施設長を変更しようとする設置経営主体は、施行細則第49条の規定に基づき、児童福祉施設内容変更届出書に必要な書類を添付し、変更しようとする日の30日前までに市長に提出すること。届出書の提出期限について、市長が特に認める場合はこの限りでない。

2 前項の届出書に添付する書類は、別表第2に定めるとおりとする。

3 市長は、当該変更届出書の提出を受けたときは、届出者に受理した旨を通知することとする。

(廃止又は休止の協議)

第26条 保育所の廃止又は休止が、保育所の公共性から多大な影響を及ぼすことにかんがみ、設置経営主体は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当の期間の余裕をもって、市長に協議すること。ただし、建物等に対して国又は市の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長に協議すること。

(認可の取消)

第27条 市長は、法第58条第1項の規定を踏まえ、保育所が法、条例等の関係法規、この要綱の規定若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることができ、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消を行うことができる。ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかに事業の停止の命令や認可の取消しを行うことができる。

(その他)

第28条 保育所の設置認可に関して必要な事項は、この要綱によるほか市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。(平成28年2月3日決裁)

様式第1号（第23条関係）

認可保育所整備相談票
（新規に社会福祉法人を創設する場合用）

平成 年 月 日

1 相談者

設立代表 予定者	氏名： 住所： 電話： メール：
保育所等 運営実績	
担当者名 （連絡先）	氏名： 電話： メール：

※設立代表予定者が担当者の場合、担当者名欄は記載不要

2 相談内容

設置住所	川越市 (計 筆)						
土地面積	m ²						
所有関係	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 無償賃貸 <input type="checkbox"/> 有償賃貸(想定賃料年額 円)						
用途地域							
現況	<input type="checkbox"/> 更地 <input type="checkbox"/> その他 ()						
予定定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計

添付資料

- ・ 案内図
- ・ 公図及び土地の登記簿謄本の写し
- ・ 土地所有者との合意書又は確約書（自己所有以外の場合）
- ・ 計画概要

様式第2号（第23条関係）

認可保育所整備相談票
(既存法人が整備する場合用)

平成 年 月 日

1 相談者（設置運営者）

法人住所	
法人名	
法人代表者	Ⓜ
保育所等 運営実績	
担当者名 (連絡先)	氏名： 電話： メール：

2 相談内容

整備区分	<input type="checkbox"/> 補助金による整備 <input type="checkbox"/> 補助金による整備（賃貸物件） <input type="checkbox"/> 自主整備						
設置住所	川越市 (計 筆)						
土地面積	m ²						
所有関係	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 無償賃貸 <input type="checkbox"/> 有償賃貸 (想定賃料年額 円)						
用途地域							
現況	<input type="checkbox"/> 更地 <input type="checkbox"/> その他 ()						
予定定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計

添付資料

- ・ 法人登記簿謄本の写し
- ・ 案内図
- ・ 公図及び土地の登記簿謄本の写し
- ・ 土地所有者との合意書又は確約書（自己所有以外の場合）
- ・ 計画概要
- ・ 直近の貸借対照表・資金収支計算書（企業会計の場合は損益計算書）

様式第3号（第23条関係）

認可保育所整備相談票
（既存の認可保育所の建替え等整備用）

平成 年 月 日

1 相談者（設置運営者）

法人住所	
法人名	
法人代表者	Ⓜ
担当者名 （連絡先）	氏名： 電話： メール：

2 相談内容

整備区分	<input type="checkbox"/> 補助金による整備 <input type="checkbox"/> 自主整備						
施設名							
整備年度	年度						
補助金	<input type="checkbox"/> 既存施設に国・県・市からの補助金あり（ 円） <input type="checkbox"/> 既存施設に国・県・市からの補助金なし						
整備内容	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> （老朽化に伴う）建替え <input type="checkbox"/> 分園設置（設置予定地： ）						
定員	<input type="checkbox"/> 定員変更あり（ 人 → 人） <input type="checkbox"/> 定員変更なし						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計

添付資料

- ・ 法人登記簿謄本の写し
- ・ 案内図
- ・ 公図及び土地の登記簿謄本の写し
- ・ 社会福祉施設老朽度調査票の写し（老朽化に伴う建替えを希望する場合）
- ・ 物件所有者との合意書又は確約書（分園や仮設園舎に土地建物を賃借する場合）
- ・ 計画概要
- ・ 直近の貸借対照表・資金収支計算書（企業会計の場合は損益計算書）

様式第4号（第23条関係）

第 号
年 月 日

様

川越市長

印

認可保育所整備相談について（通知）

平成 年 月 日に相談のありました認可保育所の整備について、下記のとおり通知します。

記

- 1 整備の可否 可 ・ 否
- 2 （可の場合）整備の際の条件等
- 3 （否の場合）理由

別表第1（第24条関係）

申請者に関する書類	認可申請に係る理事会等の議事録（原本証明をすること）
	法人の定款、寄附行為又はこれに準ずるもの並びに履歴事項全部証明書
	法人登記簿謄本
	法人印鑑登録証明書
	保育所の設置者の基準に該当する旨の誓約書（別紙様式1号）
	誓約書（役員（理事及び監事）全員が誓約すること）（別紙様式2号）
	法人役員名簿（氏名、生年月日及び住所を記載したもの）
	経営担当役員に関する書類（履歴書、身分証明書、登記されていないことの証明書）※社会福祉法人及び学校法人は不要
施設・設備に関する書類	施設設備概要（別紙様式3号）
	施設の構造の概要が分かる書類及び図面（屋外遊戯場部分を含む。） ※ 各室の用途及び内法面積並びに避難経路を明記すること。
	公図（写し）（敷地を朱書きすること）
	案内図、位置図及び写真（外部（屋外遊戯場部分を含む。）並びに便所、 沐浴室、調理室及び保育室のもの）
	土地及び建物の登記簿謄本
	建築確認済証（写し）
	建物検査済証（写し）
	消防用設備等検査済証（写し）
職員に関する書類	施設長選任理由書（別紙様式4号）
	職員名簿（別紙様式5号）
	職員配置計画書（勤務体制一覧表）
	職員の履歴書及び資格証（写し）
運営等に関する書類	運営計画書（別紙様式6号）
	運営規程
	就業規則、経理規程及び給与規程
	重要事項説明書（入園にあたり説明に使用する資料）
	特定給食施設開始届（写し） ※ 届出該当施設の場合
	運転資金の保有を証明する書類（残高証明書、財産目録）
	決算報告書（過去3年分）
	収支予算書（現年度分）
借入金契約書及び返済計画書 ※ 借入がある場合	

別表第2（第25条関係）

変更内容	添付書類
変更時共通	変更に係る理事会等の議事録（原本証明をすること）
	運営規程（変更後案） ※ 変更がある場合
設備に関すること	施設設備概要（別紙様式3号）
	施設の構造の概要が分かる書類及び図面（屋外遊戯場部分を含む。） ※ 各室の用途及び内法面積並びに避難経路を明記すること。
	案内図、位置図及び写真（外部（屋外遊戯場部分を含む。）並びに便所、沐浴室、調理室及び保育室のもの）
	土地及び建物の登記簿謄本
	建築確認済証（写し）
	建物検査済証（写し）
	消防用設備等検査済証（写し）
土地建物に関すること	土地及び建物の登記簿謄本 ※ 賃貸物件の場合、賃貸借契約書（写し）及び所有者に関する書類（身分証明書、登記されていないことの証明書及び印鑑登録証明書）を提出すること。
運営方法に関すること	職員名簿（別紙様式5号）
	職員配置計画書（勤務体制一覧表）
	職員の履歴書及び資格証（写し）
	運営計画書（別紙様式6号）
	重要事項説明書（変更後案）
代表者又は施設長に関すること	定款変更承諾書（写し）
	法人登記事項証明書（変更登記後）
	保育所の設置者の基準に該当する旨の誓約書（別紙様式1号） ※ 代表者の変更の場合
	施設長選任理由書（別紙様式4号） ※施設長の変更の場合

別紙様式 1 号

平成 年 月 日

(提出先)

川越市長

申請者

住 所

氏 名

㊟

保育所の設置者の基準に該当する旨の誓約書

保育所の設置認可申請に際して、下記の事項について誓約します。

なお、川越市長がこの誓約書の写し等を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、川越市長が警察署長に下記 1、2 及び 5 に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報について、保育所業務以外の業務において暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（川越市個人情報保護条例（平成 16 年川越市条例第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する実施機関という。）に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び川越市暴力団排除条例（平成 24 年川越市条例第 32 号）第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと。
- 2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 5 項第 4 号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。
- 3 市長から役員等の氏名その他の上記 1 に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供すること。
- 4 暴力団員等から当該保育所に対する権利行使の妨害その他の不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行うこと。
- 5 当該保育所の運営について、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならないこと。
- 6 当該保育所の設置者及びその長が暴力団員等に該当するに至ったことにより、川越市がその認可の取消しその他の措置を行っても、一切異議を申し立てないこと。

別紙様式 2 号

平成 年 月 日

(提出先)

川越市長

申請者

住 所

氏 名

印

誓 約 書

児童福祉法第 3 5 条第 4 項の規定による保育所の設置認可の申請にあたり、下記の事項を誓約します。

役職名 (理事及び監事等)	フリガナ 氏 名 (署名又は記名押印)	生年月日	住所
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		

記

1 申請者の役員等は、児童福祉法第 3 5 条第 5 項第 4 号イからニまで又はへからリまでに掲げる者ではありません。

※申請者が法人の場合にあつては、役員（理事及び監事）全員が誓約すること。

施 設 設 備 概 要

1 建物その他設備の規模及び構造並びにその面積

(1) 土地 敷地面積 m^2 (うち屋外遊戯場 m^2)
 (自己所有地 m^2 、借地 m^2)

(2) 園舎 延床面積 m^2 建築床面積 m^2
 構 造 造 階

(3) 設備

室 名	面積 (m^2)	階数	備 考
乳 児 室			
ほ ふ く 室			
保 育 室	2 歳児室		
	3 歳児室		
	4 歳児室		
	5 歳児室		
遊 戯 室			
調 理 室			
調 乳 室			
沐 浴 室			
医 務 室			
職 員 室			
会 議 室			
便 所			(大 器、小 器)
職 員 用 便 所			(大 器、小 器)
子 育 て 支 援 事 業 用 室			
そ の 他			
合 計			

記入上の注意

- 1 建物が複数ある場合は、建物ごとに作成すること。
- 2 室名は変更することができる。その場合、用途を備考欄に記入すること。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室、便所等を設ける場合は、川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を満たすことを明らかにした書類を添付すること。

- 4 子育て支援事業用室欄は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業、地域子育て支援事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等を専用室で実施する場合に、記入すること。
- 5 面積は内法面積を記入することとし、乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室については、備考欄に有効内法面積（保育として供用できる部分（柵等を除く））を記入すること。

(4) 屋外遊戯場

面積	m ²
場所	<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> その他（ ）
園舎からの距離	m

屋外遊戯場を敷地外とする場合は、次の内容を明らかにした書類を添付すること。

所在地、場所の用途（公園等）、所有者（承諾が必要な場合は承諾書）、利用時間帯、面積が分かる書類、園児の移動距離・方法・時間、移動時の安全対策

(5) 敷地建物の権利関係

土地	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃貸（相手方氏名）
建物	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃貸（相手方氏名）

賃貸物件の場合、賃貸借契約書（写し）及び所有者に関する書類（身分証明書、登記されていないことの証明書及び印鑑登録証明書）を提出すること。

(6) 建物の建築年月等

建築年月	年 月
建築確認日	年 月 日
※昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物でない場合	
耐震診断	<input type="checkbox"/> 実施済（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 未実施 （ <input type="checkbox"/> 耐震基準を満たしている <input type="checkbox"/> 耐震基準を満たしていない）
耐震化工事	<input type="checkbox"/> 実施済（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 未実施

耐震性があることを証明する場合（昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物でない場合）、耐震診断結果（写）又は耐震化工事の仕様書（写）を添付すること。

(7) 保育所設置にあたっての周知方法

--

説明会の開催記録及び隣接地権者等の同意書を添付すること。

別紙様式 4 号

施設長選任理由書

氏 名		生年月日	
住 所			
保育士資格登録年月日	年 月 日		
児童福祉事業に 関する 実務経験年数	(うち施設の管理者としての経験年数)		
初任保育所長 研修会受講状況	<input type="checkbox"/> 修了済み (年 月 日修了)		
	<input type="checkbox"/> 受講予定 (年 月 日)		
施設長選任理由			

次に掲げる書類を添付すること。

- ① 資格を証する書類の写し
- ② 施設長就任承諾書

記入上の注意

- 1 職名には、施設長、主任保育士、保育士、調理員、用務員、事務員、栄養士、嘱託医、嘱託歯科医等を記入すること。
- 2 資格及び取得年月日欄は、保育士、調理師、栄養士等を記入すること。また、保育士資格の場合は登録年月日を、その他の資格の場合は取得年月日を記入すること。
- 3 勤務形態欄は、常勤・非常勤の別、専任・兼任の別にそれぞれ○を記入すること。兼任の場合は、備考欄に兼任している職の内容、時間などを記入すること。
- 4 非常勤職員については、備考欄に1週間あたりの勤務時間数を記入すること。
- 5 他の学校や社会福祉施設と兼任している職員は、兼任先の勤務証明書を添付すること。(保育従事者は兼職不可)
- 6 次の書類を添付すること。
 - ① 嘱託医を除く全ての職員の履歴書
 - ② 資格を証する書類の写し
 - ③ 嘱託医、嘱託歯科医との業務契約書又は協定書の写し

運営計画書

1 保育内容等具体的な取り組みについて

(保育の目標及び理念)

(保育の具体的計画及び概要)

- ・障害児保育 実施する 実施しない
- ・病児保育 実施する 実施しない
- ・障害児対応 実施する 実施しない

(保育計画に関する内容や子どもの発達・成長のための具体的な取組について記入してください。)

2 園の行事の取り組みとその考え方について

3 開所日及び開所時間

4 保育所での1日のスケジュール

--

5 保育料以外の利用料

実費徴収	<input type="checkbox"/> 有 (内容: _____) ・ <input type="checkbox"/> 無
上乗せ徴収	<input type="checkbox"/> 有 (内容: _____ 理由: _____ 金額: _____) ・ <input type="checkbox"/> 無

6 利用手続き・利用者に対する事前説明の方法

--

7 保護者との連絡方法

(連絡手段及び連絡の相手先等)

8 地域における子育て支援への取り組みについて

(実施予定の事業名、事業内容及び実施方法（時間、場所等）)

(目的)

(効果)

9 運営の状況に関する評価について

(保育所が提供する保育の質の評価を自ら行い、常に改善を図るための具体的な方法について記入してください。)

(定期的に外部からの評価を受けて結果を公表し、常に改善を図るよう努めるための方法について記入してください。)

1 0 研修について（施設長含む）

職員研修実施計画 あり なし 作成予定

「あり」の場合は、計画書を添付すること。

研修報告書の作成 あり なし 作成予定

研修受講者から他の職員への周知 あり なし 作成予定

研修記録の保存 実施する 実施しない

1 1 緊急時における対応方法

緊急時対応マニュアル あり なし 作成予定

「あり」の場合は、マニュアルを添付すること。

(緊急時に児童の安全を確保するための考え方)

(児童のけが、急病時の具体的対応策)

(不審者が侵入した場合等の対応策)

(火災発生時の対応策)

1 2 非常災害対策等に関する取り組みについて

非常災害対策に関する指針 あり なし 作成予定

「あり」の場合は、指針を添付すること。

関係機関への連絡体制 あり なし 作成予定

(非常災害に関する訓練や地域との連携を含めた具体的な対応策)
(児童の虐待に対する考え方や虐待防止のための措置)
(児童の安全を確保するための方策 (危険防止ための設備))
(児童やその保護者が安心して利用できる環境づくりための方策(地域との交流、市、医療機関との連携、防犯対策))

1 3 事故発生時の対応及び事故を未然に防ぐための方法について

事故発生時の対応、事故発生又は再発防止等に関する指針

あり なし 作成予定

「あり」の場合は、指針を添付すること。

(事故発生時の対応方法)
(施設長への報告体制)
(事故原因の分析、改善策の作成方法及び職員への周知方法)
(児童の安全管理に関する職員研修の実施)

1 4 児童の健康診断について

実施予定月	
嘱託医	氏 名 : 病院名 : 所在地 :
嘱託歯科医	氏 名 : 病院名 : 所在地 :

嘱託医及び嘱託歯科医との契約書等を添付すること。

1 5 給食について

3歳以上児	<input type="checkbox"/> 自園調理	<input type="checkbox"/> 業務委託	<input type="checkbox"/> 外部搬入
3歳未満児	<input type="checkbox"/> 自園調理	<input type="checkbox"/> 業務委託	
(給食提供についての考え方)			

(食育の推進にかかる取組)			

(アレルギー対応)			

(外部搬入や調理委託の場合、業者名、業者所在地及びその方法)			

(食中毒が発生、蔓延しないための措置などについて)			

食事の提供について、委託業者が調理を行う場合、調理業務委託契約書の写しを添付すること。

満3歳以上の子どもに対して自園以外で調理し、搬入する場合には、外部搬入実施誓約書（別紙様式7号）及び外部搬入委託契約書の写しを添付すること。

1.6 苦情対応について

苦情解決の窓口について

- ・ 苦情受付担当者 職名 氏名
- ・ 苦情解決責任者 職名 氏名
- ・ 苦情解決マニュアル あり なし 作成予定
 「あり」の場合は、マニュアルを添付すること。
- ・ 第三者委員の設置 あり なし 作成予定

(苦情受付から解決までの手続きについて)

1.7 秘密の保持・個人情報の取扱いについて

秘密保持に係る研修等の実施 実施する 実施しない

(職員が知り得た児童等の秘密の保持・個人情報の取扱いについて)

(情報公開の方法 (情報開示に関する内部規定について))

別紙様式 7 号

平成 年 月 日

(提出先)

川越市長

申請者

住 所

氏 名

印

外部搬入実施誓約書

下記の事項に留意して、外部搬入方式により食事の提供を行います。

- 1 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 調理業務の受託者については、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- 4 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。